

# 消防の動き



2022  
**12**  
No.620

● 消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について



消 防 庁  
Fire and Disaster Management Agency



## 消防法施行令の一部を改正する政令等の公布 について ..... 4

令和4年12月号 No.620

**巻頭言** 消防人であること（仙台市消防局長 結城 由夫）

### Report

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査の結果.....	7
令和3年(1～12月)における火災の状況(確定値).....	11

### Topics

令和4年度消防設備関係功労者等表彰式の開催.....	12
----------------------------	----

### 緊急消防援助隊情報

令和4年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック 合同訓練の実施結果について.....	13
令和4年度緊急消防援助隊近畿ブロック 合同訓練の実施結果について.....	15

### 先進事例紹介

日本初！府県域を超えたはしご車の共同運用について 奈良市消防局（奈良）相楽中部消防組合消防本部（京都）.....	17
---	----

### 消防通信～望楼

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部（青森県）／新潟市消防局（新潟県） 駿東伊豆消防本部（静岡県）／西宮市消防局（兵庫県）.....	21
---	----

### 消防大学校だより

消防団長科における教育訓練.....	22
警防科における教育訓練～新型コロナと社会情勢に即した教育について～.....	22

### 報道発表

最近の報道発表（令和4年10月21日～令和4年11月20日）.....	24
-------------------------------------	----

### 通知等

最近の通知（令和4年10月21日～令和4年11月20日）.....	25
広報テーマ（12月・1月）.....	25

### お知らせ

消防自動車や救急自動車の緊急通行に対するご理解とご協力をお願いします.....	26
ストーブの安全な取扱いについて.....	27
雪害に対する備え.....	28



■ 表紙  
本号掲載記事より

# 消防人であること



仙台市消防局長 結城 由夫

長期にわたり続いているコロナ禍の状況下にあっても、高い危機感としっかりした目的意識を持ち続けて、多様な消防業務に注力を頂いている全国の消防職員の皆様に対し、心から敬意を表しますとともに、深く感謝を申し上げます。

世界は今、長引くコロナ禍と紛争の最中にありますが、こうした困難な社会情勢の中であっても、人命救助を主眼とした災害対応や立入検査等の予防業務、そしてこれらに付随する様々な業務の普遍的な継続が、我々消防には求められます。

連日、ウクライナの惨状がニュース等で放映されていますが、その中で、現地の消防隊が戦火の間隙を縫って懸命に消火・救助活動を行っている様子を見る度に、「消防の崇高な理念は世界共通であり、普遍である」ということを強く認識させられ、胸が熱くなるのを感じるのは、皆様も同じかと思います。

それともう一つ、短い映像からではありますが、消防力が圧倒的に劣勢であろう混乱を極める現場においても、慌てふためくことなく、消防隊員の一人ひとりが、今やるべきこと、やれることを理解し、それぞれが主体性を持って活動していると私なりに感じることで。

消防は階級制度によって指揮命令系統の明確化が図られていますが、同じ階級であっても、経験年数やこれまでの業務経験の違いによって、係や隊の中では求められる役割というものは当然に違ってきます。上位の階級者から「指示されたこと」だけをやるのは比較的容易で楽なことでもありますが、そこには組織人としての成長は期待できません。そもそも、個々の職員それぞれが、所属している課や係、隊の中で、自分の役割や期待されていることは何なのか、いわゆる「立ち位置」というものを常に意識すること、そして、これを踏まえて「主体性」を持って仕事に向き合い、積極的に行動することが極めて重要であり、組織人として社会人としての基本だと思っています。

私は、消防の仕事が多くの人に理解され、或いは尊敬される理由として、大きく二つの要因があると思っています。

一つは、人命救助という崇高な目的があり、それを達成するための「力強さ」を求め続けていること、もう一つは、消防職員は災害現場での、いわゆる要救助者に対しては勿論のこと、「何時でも」、「どんな場面でも」、そして「誰に対しても」優しいということです。逆に言えば、優しく、力強くない消防は、国民、市民から理解や信頼が得られないということになります。消防人として、これからも、より力強く、より優しく、ということ常を念頭に置いて、日々の業務にあたっていただければと思います。

訓練や事務仕事等で分からないことや辛いこと等、「壁」に突き当たったり、或いは失敗したりすることも当然にあるはずで。そういう時こそ、自分なりに頑張る壁を乗り越えようとする前向きな気持ちで取り組み、周りの同僚や先輩も、そうした努力をしっかり認めて、「失敗しても、またやり直せば良い」という寛容さを忘れない、そうした気持ちや思いやりを通じて、力強さと優しさを養ってほしいと願うところです。

## 消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

### 予防課

#### 1 はじめに

消防庁では、全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）の技術上の基準の追加並びに工事整備対象設備等着工届出書（以下「着工届」という。）及び消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（以下「設置届」という。）の添付書類の合理化を行うため、令和4年9月14日に以下の改正政省令等を公布した。

- ・ 消防法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第305号）
- ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第62号）
- ・ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（令和4年消防庁告示第5号）
- ・ 消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準の一部を改正する件（令和4年消防庁告示第6号）
- ・ 消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目の一部を改正する件（令和4年消防庁告示第7号）
- ・ 不活性ガス消火設備の閉止弁の基準（令和4年消防庁告示第8号。以下「閉止弁基準」という。）

以下、改正政省令等の概要について紹介する。

#### 2 改正の背景・経緯の概要

二酸化炭素消火設備は、二酸化炭素を消火剤として用いる消火設備である。二酸化炭素は消火剤として用いることで、防護区画内（二酸化炭素が放出されるエリア内をいう。以下同じ。）の酸素濃度を低下させ、消火する作用を有することに加え、火炎の冷却に寄与する性質も有しており、消火剤としての有効性がある。また、消火

に伴う汚損が少ない等の特徴から、二酸化炭素消火設備は機械式駐車場等における消火設備として、国内に多数設置されている。

しかし、二酸化炭素消火設備が作動し、二酸化炭素が放出されると、防護区画内の視界が遮られ避難が難しくなるとともに、高濃度の二酸化炭素は人体に影響を与え、場合によっては生命の危険を生じる。令和2年12月22日、愛知県名古屋市のホテルにおいて、機械式駐車場内でのメンテナンス工事中に、機械式駐車場内に二酸化炭素が放出され、1名が死亡、10名が負傷するという事故が発生した。令和3年1月23日には、東京都港区の事務所ビルにおいて、二酸化炭素消火設備の点検中に、貯蔵容器を設けた場所で二酸化炭素が放出され、2名が死亡、1名が負傷するという事故が発生した。さらに、令和3年4月15日には、東京都新宿区の共同住宅において、機械式駐車場内での天井ボード張替え工事中に機械式駐車場内に二酸化炭素が放出され、4名が死亡、2名が負傷するという事故が発生した。

一連の事故により、合計で7名が死亡、13名が負傷するという事態となった。これを受け、消防庁では令和3年5月から「予防行政のあり方に関する検討会」の部会である「特殊消火設備の設置基準等に係る検討部会」（以下「検討部会」という。）において二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止策の検討を行った。検討部会の報告書が令和4年3月にとりまとめられたことから、検討結果を踏まえ、消防庁では所要の法令改正等を行うこととした。

また、令和2年12月に閣議決定されたデジタルガバメント実行計画において火災予防関係の19の手續について電子申請等を可能とすることとされ、消防庁では火災予防分野における各種手續の電子申請等の導入に向けた検討会を開催した。その中で、電子申請等の導入促進と併せて、手續自体や様式・項目の見直し、添付書類の削減等について検討することとされたのを受け、着工届と設置届に添付する書類の削減を行うこととした。



### 3 改正後の消防法施行令等の内容

#### (1) 二酸化炭素消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の見直し

検討部会の報告書を踏まえ、新たに二酸化炭素消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準が追加された。以下、追加された基準の概要を紹介する。

##### ア 起動用ガス容器を設置すること

事故防止のためには、点検時の安全措置の手順を統一化する必要がある。起動用ガス容器を設けることで、起動用ガス容器に接続された操作管を取りはずすことで点検時の安全措置が行えるようになり、統一的な手順で安全措置を行うことが可能となるため、起動用ガス容器の設置を義務付けることとした。

##### イ 起動装置に緊急停止装置を設置すること

緊急停止装置とは、起動装置が作動してから実際に二酸化炭素が放射されるまでの遅延時間の間に作動させることで、二酸化炭素の放射を中止させることができる装置であり、設置することで中に人がいる状態で起動装置が作動した場合でも二酸化炭素の放射を止めることが出来るようになるため、設置を義務付けることとした。

##### ウ 自動式の起動装置は、二以上の火災信号により起動するものであること

自動式の起動装置は、感知器によって火災を感知し、起動信号を送信するものであるが、火災でない場合に誤って感知器が作動し、起動信号が送信されてしまうことがある。このような感知器の誤作動による二酸化炭素消火設備の誤起動を防ぐため、自動式の起動装置は、二以上の火災信号によって起動装置が作動するものであることを義務付けた。

##### エ 音響警報装置は、音声によるもの（メッセージによるもの）であること

二酸化炭素消火設備が起動した際の警報音がベル音のみの場合、警報音を聞いた人がその意味を理解することができず、適切な退避行動を取ることができないため、音響警報装置は、ベル音ではなく、音声警報（メッセージによる警報）でなければならないこととした。

##### オ 閉止弁の設置

閉止弁を設置することで、閉止弁が閉止されていれば起動装置が誤作動を起こしたとしても、二酸化炭素が放射されないため、二酸化炭素消火設備には集合管又は操作管に消防庁長官が定める基準に適合

する閉止弁を設けることとした。

##### カ 標識の設置

防護区画及び二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所に立ち入ろうとする者が二酸化炭素の危険性を認識し、適切な行動をとれるよう注意を促すため、貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所に、二酸化炭素が人体に危害を及ぼすおそれがある旨及び消火剤が放射された場合は防護区画に立ち入ってはならない旨を表示した標識を設置することとした。

##### キ 閉止弁の維持基準

閉止弁は防護区画内に人が立ち入る場合は閉止された状態で、それ以外の場合は開放された状態で維持されなくてはならないこととした。

##### ク 自動手動切替え装置について

自動手動切替え装置については、防護区画内に人が立ち入る場合は手動状態に維持することとした。

##### ケ 消火剤が放射された場合の人の立入り制限

消火剤が放射された場合には、その状況で中に人が立ち入ると大変危険であるため、消火剤が排出されるまでの間、防護区画内へ人が立ち入ることがないように維持すべきこととした。

##### コ 安全措置の具体的内容及び手順を定めた図書の設置

工事、整備及び点検等により防護区画内に立ち入る際に、作業員が適切な安全措置を講じることができるようにするため、制御盤の付近に設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた図書を備えておくこととした。

#### (2) 消防設備士等による点検の実施

二酸化炭素消火設備の点検時の事故を防止するためには、点検要領の手順など専門的な知識が必要であるため、二酸化炭素消火設備の設置されている防火対象物については、消防設備士又は消防設備点検資格者（以下「消防設備士等」という。）が点検を行うこととした。

#### (3) 消防設備士講習及び消防設備点検資格者講習の内容の追加

二酸化炭素消火設備に係る工事、点検等を行う消防設備士等に、工事、点検時の具体的な手順を周知するため、消防設備士講習の科目に「工事対象設備等の工事又は整備における保安に関する要点」、消防設備点

検資格者講習の科目に「点検における保安に関する要点」をそれぞれ追加した。

#### (4) 着工届に添付する書類の合理化

着工届は、甲種消防設備士が消防設備士以外に行つてはならない工事をしようとする際、その工事に着手しようとする日の10日前までに工事整備対象設備等の種類、工事の場所その他必要な事項を消防長又は消防署長に届け出るものである。

着工届の添付書類のうち、当該消防用設備等及び特殊消防用設備等の工事の設計に関する図書として添付すべき書類については、通知により附近見取図、防火対象物又は製造所等の概要表、設備の概要表等、11種類の書類を定めている。今回、建築物の構造を変更する必要があるか否かを確認するために不可欠な書類及び設備の本質的な機能又は構造を大きく変更する必要があるか否かを確認するために不可欠な書類のみの添付を求める観点から見直しを行い、消防用設備等(特殊消防用設備等)の工事の設計に関する図書を、平面図、配管及び配線の系統図並びに計算書とすることとした。

#### (5) 設置届に添付する書類の合理化

設置届は法令に定める技術上の基準に従って設置しなければならない消防用設備等(特殊消防用設備等)を設置した際に受けなければならない検査を受けようとする防火対象物の関係者が、当該防火対象物における消防用設備等(特殊消防用設備等)の設置に係る工事が完了した場合において、4日以内に添付書類を添えて届け出るものである。添付書類のうち当該設置に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)に関する図書の具体的な内容については通知により設計書、仕様書、計算書、系統図等、7種類の書類を定めている。今回、設備の性能を確認するために不可欠な書類及び設備の位置を確認するために不可欠な書類のみの添付を求めるという観点から添付書類の見直しを行い、消防用設備等(特殊消防用設備等)に関する図書を、平面図並びに配管及び配線の系統図とすることとした。

#### (6) 施行期日、経過措置及び遡及適用関係について

改正政省令等の施行日は令和5年4月1日としている。二酸化炭素消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準については、以下の表1の通り一部経過措置

を設けているほか、施行日の時点で現に存する防火対象物又は現に工事中的の防火対象物(以下「既存防火対象物等」という。)に設置されている二酸化炭素消火設備については、一部遡及適用される基準がある。

表1

	右以外の 既存防火対象物等	一定以上の増改築	自発的適合
(1) ア～エの基準	適用しない	適用する	適用する
(1) オの基準	令和6年4月1日から適用		
(1) カ～コの基準	令和5年4月1日から適用		

また、閉止弁基準についても、以下の表2の通り経過措置を設けている。

表2

施行日時時点で設置済み のもの	令和6年3月31日まで に新たに設置するもの	令和6年4月1日以降 に新たに設置するもの
以下の基準に適合するものは、閉止弁基準に適合するものとみなす。 ・直接操作により操作する部分に、操作の方向又は開閉位置を表示 ・見やすい箇所に、常時開放し点検時に閉止する旨を表示 ・操作した場合に確実に開閉する	以下の基準以外の閉止弁基準に定められている基準に適合するものは、閉止弁基準に適合するものとみなす。 ・開放及び閉止の旨の信号を制御盤に発信するスイッチ等が設けられていること ・閉止の状態での閉止の旨の信号が発せられること ・開放の状態での開放の旨の信号が発せられること	閉止弁基準に定められている基準全てに適合する必要がある。

## 4 終わりに

ここまで、改正政省令等の内容について概観した。本記事の内容も参考にしつつ、改正政省令等の施行に向けて準備をお願いするとともに、適切な消防法令の運用をお願いしたい。なお、今後消防庁より今回の改正政省令等の運用についての通知やガイドライン、事業者向けのパンフレット等を通じて、今回の改正政省令等の内容について周知を行っていく予定である。

問合せ先  
消防庁予防課  
TEL: 03-5253-7523

## 防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査の結果

防災課

### 1 調査の趣旨等

我が国は世界のマグニチュード6.0以上の地震の約2割が起こっている地震多発国です。近い将来の発生 of 切迫性が指摘されている大規模地震には、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などがあり、これらの地震災害が最大クラスの規模で発生した場合には、甚大な被害が発生することが予測されています。

熊本地震（平成28年4月）では、耐震化されていなかった自治体庁舎が損壊し、災害対応や必要な行政サービスが行えなくなった事例が複数発生したことから、災害応急対策を円滑に実施するため、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる体育館などの公共施設等の耐震化の重要性が再認識されています。

このことから消防庁では、地方公共団体（都道府県及び市町村）が所有又は管理する公共施設等について、耐震診断、耐震改修等の進捗状況を把握するため、調査を実施しました。

### 2 調査概要

地方公共団体が所有又は管理している公共施設等（公共用及び公用の建物：非木造のうち、2階以上又は延床面積200㎡超の建築物）全体のうち、災害応急対策を実施するに当たり拠点（防災拠点）となる施設を表1の基準に基づき抽出し、耐震化の進捗状況について集計を行いました。なお、調査対象はすべての都道府県（47団体）及び市町村（1,741団体）であり、調査基準日は令和3年10月1日です。

表1 防災拠点となる公共施設等の分類基準

区分	防災拠点と位置づける施設
① 社会福祉施設	全ての施設
② 文教施設（校舎、体育館）	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
③ 庁舎	災害応急対策の実施拠点となる施設
④ 県民会館・公民館等	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
⑤ 体育館	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
⑥ 診療施設	地域防災計画に医療救護施設として位置づけられている施設
⑦ 警察本部、警察署等	全ての施設
⑧ 消防本部、消防署所	全ての施設
⑨ その他（上記以外）	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設

### 3 調査結果

#### （1）令和3年10月1日時点耐震率：95.6%（図1）

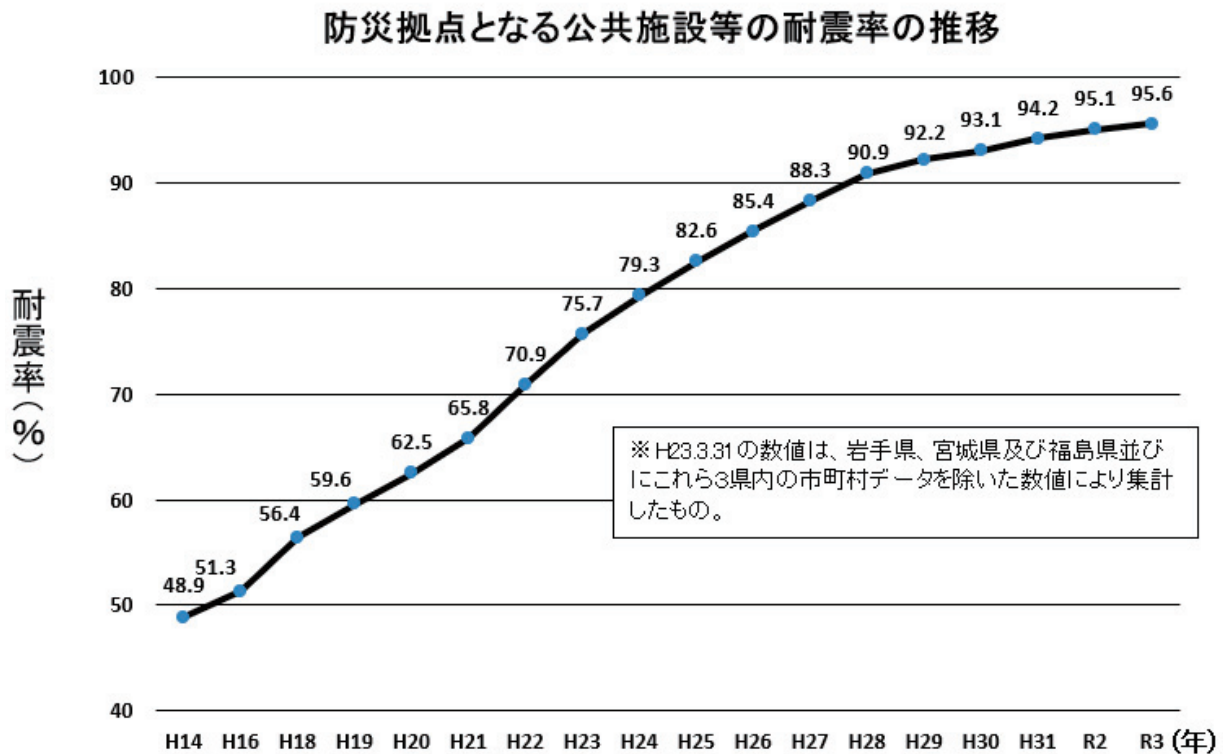
令和3年10月1日時点で地方公共団体が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等は全国で18万4,327棟（都道府県：22,610棟、市町村：161,717棟）あります。このうち17万6,258棟の耐震性が確保されており、耐震率は95.6%となります。前回調査が行われた令和2年10月1日時点（95.1%）と比較すると、0.5ポイント上昇しました。

なお、本調査における「耐震率」は、対象となる全棟数に占める「耐震性が確保されている」棟数の割合です。「耐震性が確保されている」としたものは、次のとおりです。

- ① 建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物
- ② 耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物
- ③ 耐震改修整備を実施した建築物

調査を始めてからの耐震率の推移を示すと、図1のとおりです。

図1 防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移



※調査基準日は H14・16:4月1日、H18～H31:3月31日、R2以降:10月1日

(2) 施設区分別の耐震率 (表2)

表2 施設別の耐震率 (都道府県+市町村)

(令和3年10月1日現在)

施設名	全棟数 A	S57年以降 建築の棟数 B	S56年以前 建築の棟数 X	耐震診断 実施棟数 Y	改修の必要 が無い棟数 C	耐震化済の 棟数 D	未改修の 棟数	耐震診断 未実施棟数	耐震済棟数 B+C+D=E	耐震診断 実施率 Y/X	耐震率 E/A
1 社会福祉施設	18,427	11,853	6,574	6,027	3,317	1,847	863	547	17,017	91.7%	92.3%
2 文教施設 (校舎・体育館)	106,179	49,423	56,756	56,674	18,427	37,758	489	82	105,608	99.9%	99.5%
3 庁舎	9,237	5,552	3,685	3,516	1,199	1,595	722	169	8,346	95.4%	90.4%
4 県民会館・公民館等	17,560	12,113	5,447	4,824	1,911	1,368	1,545	623	15,392	88.6%	87.7%
5 体育館	4,884	3,202	1,682	1,532	546	617	369	150	4,365	91.1%	89.4%
6 診療施設	2,870	2,357	513	472	228	128	116	41	2,713	92.0%	94.5%
7 警察本部・警察署等	6,044	4,327	1,717	1,157	333	540	284	560	5,200	67.4%	86.0%
8 消防本部・消防署所	5,616	4,160	1,456	1,322	693	486	143	134	5,339	90.8%	95.1%
9 その他(※)	13,510	9,669	3,841	3,402	1,711	898	793	439	12,278	88.6%	90.9%
合計	184,327	102,656	81,671	78,926	28,365	45,237	5,324	2,745	176,258	96.6%	95.6%

※その他：1～8以外の施設のうち、指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設



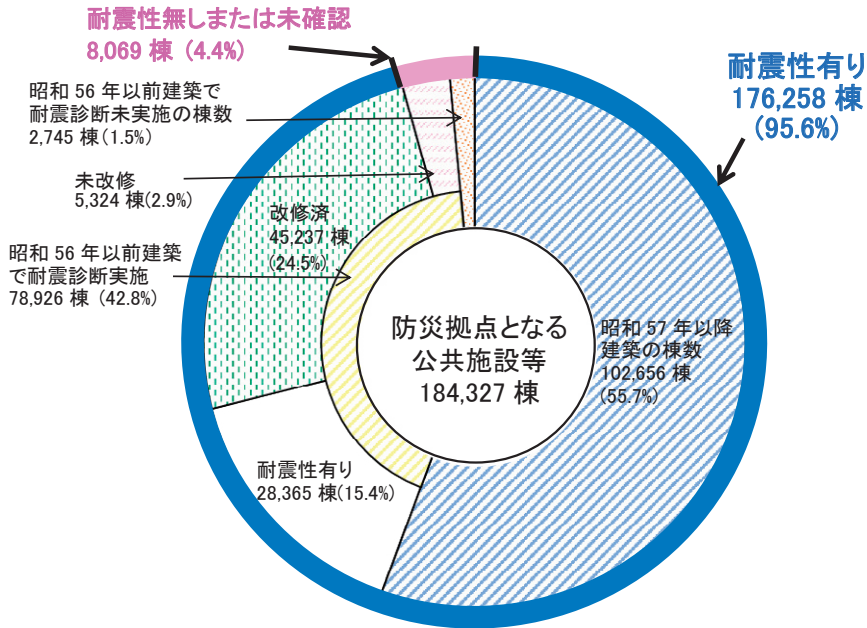
### (3) 耐震性が確保されている棟数の内訳 (図2)

耐震性が確保されている17万6,258棟の内訳は、次のとおりです。

- ① 建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物…10万2,656棟

- ② 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物…2万8,365棟
- ③ 耐震改修整備を実施した建築物…4万5,237棟

図2 耐震性が確保されている棟数の内訳



### (4) 災害対策本部が設置される庁舎及びその代替庁舎の耐震状況 (図3、図4)

災害対策本部設置庁舎の耐震率は都道府県で95.7%、

市町村で88.3%となります。また、同庁舎又はその代替庁舎が耐震化されている場合でみると、都道府県は100%、市町村は99.1%となります。

図3 災害対策本部が設置される庁舎及びその代替庁舎の耐震状況【都道府県】

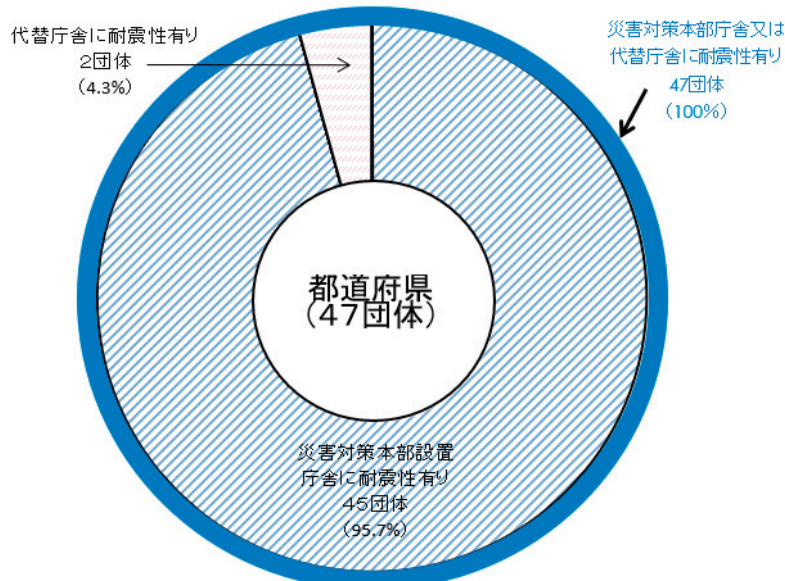
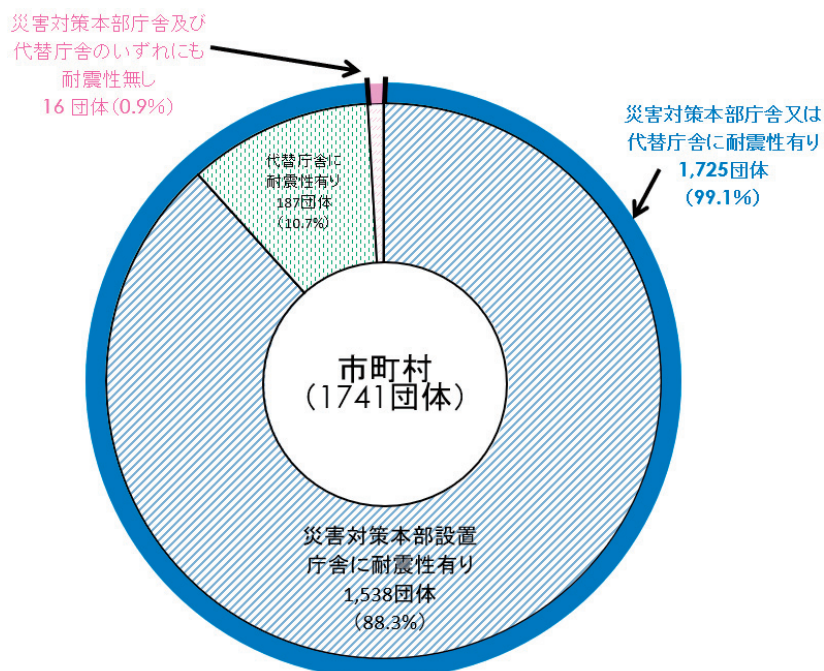


図4 災害対策本部が設置される庁舎及びその代替庁舎の耐震状況【市町村】



## 4 防災拠点となる公共施設等の耐震化に向けた取組み

以上の調査結果から、防災拠点となる公共施設等の耐震化は着実に進んでいることが分かりますが、依然として耐震性が確保されていない施設が見られることから、各地方公共団体において、当該施設の耐震診断や診断結果に基づく耐震改修など耐震化の取組をより一層推進することが望まれます。

消防庁では、災害時の地方公共団体の業務継続性確保の観点から、災害対策の拠点となる地方公共団体の本庁舎や消防庁舎を増築・建替する際に、災害対策本部室や応援職員のための執務室の整備に要する経費を、新たに緊急防災・減災事業債の対象としました（災害対策本部が設置される庁舎等は令和3年8月から、消防庁舎は令和4年4月から）。今後も、同事業債による地方財政措置などにより、地方公共団体の耐震化に向けた取組を支援していきます。

調査結果の詳細につきましては、消防庁ホームページをご参照ください。

「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果」  
[https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/221026\\_bousai\\_1.pdf](https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/221026_bousai_1.pdf)

### 問合せ先

消防庁 国民保護・防災部防災課  
 TEL: 03-5253-7525

## 令和3年(1～12月)における火災の状況(確定値)

### 防災情報室

#### 1 総出火件数は、35,222件、前年より531件の増加

令和3年(1～12月)における総出火件数は、35,222件で、前年より531件増加(+1.5%)しています。これは、おおよそ1日あたり96件、15分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別で見ますと、次表のとおりです。

令和3年(1～12月)における火災種別出火件数

種別	件数	構成比	前年比	増減率
建物火災	19,549	55.5%	184	1.0%
林野火災	1,227	3.5%	▲12	-1.0%
車両火災	3,512	10.0%	46	1.3%
船舶火災	63	0.2%	▲15	-19.2%
航空機火災	0	0.0%	0	-
その他火災	10,871	30.9%	328	3.1%
総火災件数	35,222	100%	531	1.5%

#### 2 総死者数は、1,417人、前年より91人の増加

火災による総死者数は、1,417人で、前年より91人増加(+6.9%)しています。

また、火災による負傷者は、5,433人で、前年より150人減少(-2.7%)しています。

#### 3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)数は、966人、前年より67人の増加

建物火災における死者1,165人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、1,058人であり、更にそこから放火自殺者等を除くと、966人で、前年より67人増加(+7.5%)しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、90.8%で、出火件数の割合55.9%と比較して非常に高いものとなっています。

#### 4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)の7割超えが高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)966人のうち、65歳以上の高齢者は716人(74.1%)で、前年より71人増加(+11.0%)しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年と比較しますと、逃げ遅れ472人(24人の増・+5.4%)、着衣着火37人(8人の減・-17.8%)、出火後再進入11人(4人の減・-26.7%)、その他446人(55人の増・+14.1%)となっています。

#### 5 出火原因の第1位は、「たばこ」、続いて「たき火」

総出火件数の35,222件を出火原因別にみると、「たばこ」3,042件(8.6%)、「たき火」2,764件(7.8%)、「こんろ」2,678件(7.6%)、「放火」2,333件(6.6%)、「電気機器」1,816件(5.2%)の順となっています。

#### 問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室  
TEL: 03-5253-7526

# 令和4年度消防設備関係功労者等表彰式の開催

予防課

令和4年11月4日(金)に、東京都港区元赤坂の明治記念館において、「令和4年度消防設備関係功労者等表彰式」が挙行されました。式典では、前田消防庁長官から表彰状が授与され、記念写真の撮影も行われました。

各表彰の概要は以下のとおりです。なお、詳細についてはホームページに掲載しています。

<URL>

[https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/221014\\_yobou\\_1.pdf](https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/221014_yobou_1.pdf)

## 消防設備保守関係功労者表彰

消防設備保守関係功労者表彰は、消防用設備等の設置及び維持管理の適正化を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を表彰するものです。

【受賞者 30名】



## 消防機器開発普及功労者表彰

消防機器開発普及功労者表彰は、消防機器等の開発普及を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を表彰するものです。

【受賞者 30名】



## 優良消防用設備等表彰

優良消防用設備等表彰は、消防用設備等、特殊消防用設備等その他これらに類するもののうち、高度な消防防災技術により防火対象物の防火安全性能の向上に資するものを表彰するものです。

【表彰対象 3件】



### 問合せ先

消防庁予防課 TEL: 03-5253-7523  
 藤原 (消防設備保守関係功労者表彰)  
 (消防機器開発普及功労者表彰)  
 高島 (優良消防用設備等表彰)

# 緊急消防援助隊情報

## 令和4年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック 合同訓練の実施結果について

### 広域応援室・青森県実行委員会

令和4年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練は、青森県開催における特色を盛り込み、「各訓練にブラインド項目を多く取り入れた指揮能力、情報共有・連携力の向上」「過去の実災害を教訓とした通信体制の確保」「救急隊の効率的な運用と医療機関との連携強化」「新型コロナウイルス感染症に対する国の対処方針等に基づく訓練の企画」を推進事項に掲げ、警察、自衛隊、医療機関等の関係機関を含めた連携活動能力の向上及び応援体制の向上を図ることを目的として実施した。

また、新型コロナウイルス感染症感染防止対策として当実行委員会において独自の指針を策定、参加者の感染防止対策に万全を期した。

#### ①各訓練にブラインド項目を多く取り入れた指揮能力、情報共有・連携力の向上

・進出拠点を訓練当日にDJSで示すなど部隊参集訓練においてもブラインドを取り入れ、また、図上及び実動訓練においても、詳細な訓練項目を示さず、応援相互に指揮能力の向上と他機関との情報共有・連携を図る訓練を実施。

#### ②過去の実災害を教訓とした通信体制の確保

・過去の実災害において、電話や無線通信等が不通となり情報共有に苦慮した経験から、効果的な通信体制の確保のための訓練を実施。

#### ③救急隊の効率的な運用と医療機関との連携強化

・大規模災害時のトリアージ・応急処置等について、医療機関と情報共有・連携を行い、効果的な運用をするための訓練を実施。

#### ④新型コロナウイルス感染症に対する国の対処方針等に基づく訓練の企画

・訓練がより安全にできるよう、企画段階から感染管理認定看護師をメンバーに取り入れ、感染防止対策を徹底した訓練を企画。

Confront With a Beave Heart  
—勇敢な心で立ち向かう—

【訓練重点項目（青森特色）】

### 1. 実施日

令和4年10月7日（金）・8日（土）

### 2. 実施場所

青森市、五所川原市

### 3. 訓練想定

令和4年10月7日8時30分、青森県内陸部の入内断層帯を震源とする地震が発生し、青森県青森市で最大震度7を観測した。

この地震により、青森市を中心とする青森県内中心部の市町村では、建物倒壊、火災、土砂災害等による人的・

物的ともに甚大な被害が発生した。

青森県内の消防機関は青森県消防相互応援協定に基づき、県内応援隊を出動させた。また、青森県知事は、被害が甚大であることから、青森県内の消防力のみでは対応が困難と判断し、緊急消防援助隊の応援要請及び自衛隊に災害派遣要請を行った。

### 4. 実施内容

#### (1) 消防応援活動調整本部等設置運営訓練

想定地震発生後に、青森県庁に消防応援活動調整本部を、青森地域広域事務組合消防本部及び五所川原地区消防事務組合消防本部に指揮本部及び指揮支援本部を設置し、応援要請等に係る情報伝達、受援調整及び緊急消防援助隊の部隊活動調整等について、図上訓練を実施した。



【消防応援活動調整本部（青森県庁）】

#### (2) 参集訓練及び受援対応訓練

ヘリコプターによる指揮支援隊の指揮支援本部参集を実施するとともに、事前に進出拠点は示さず、当日にDJS等使用できる機器を最大限活用した情報共有体制の構築を行うなど、より実災害に近い訓練を実施、また、進出拠点における燃料補給訓練についても併せて実施した。

なお、北海道大隊の一部部隊について、海上自衛隊多用途支援艦「すおう」による部隊輸送訓練も併せて実施することで、災害発生時の連携について確認した。



【部隊輸送訓練（海上自衛隊大湊地方隊）】



【機動隊との連携活動（新中央埠頭）】

### （3）部隊運用訓練

指揮支援部隊長の部隊統制の下、同時多発的に発生した災害をブラインド型訓練で実施することにより、緊急消防援助隊の指揮能力及び活動能力の強化を図るとともに、各関係機関と連携強化を目的に、低床な消防車両が進出困難な活動場所における、自衛隊輸送艦による部隊輸送、資機材搬送及び傷病者の搬送等を実施した。

また、民間重機の協力による道路啓開や、コンクリートミキサー車の協力による消防水利の確保など、災害時の協定に基づく連携体制の確認を行った。



【消防団、民間団体との連携活動（合子沢記念公園）】



【自衛隊との連携活動（志田内海(榎採石場)）】

### （4）後方支援活動訓練

新青森県総合運動公園において、汚染・感染予防を考慮した訓練を実施した。

また、拠点機能形成車を活用した道県大隊長作戦会議を実施することにより、活動時の課題となる、後方支援活動における施設の使用に係る代替設備としての役割等を確認した。



【拠点機能形成車（大崎地域広域行政事務組合消防本部）】

## 5. おわりに

今回の訓練は、感染症感染防止対策を徹底した環境下における、消防応援活動調整本部等の設置・運営をはじめ、各訓練項目にブラインド要素を多く取り入れることで、指揮能力、情報共有・連携力の向上を図るため、より実践的な訓練となるよう計画した。

今後、今回の訓練で得られた成果や課題等を踏まえ、緊急消防援助隊の応援体制の更なる充実強化に努めていく。

最後に、本訓練開催に際し、多大な御協力を賜ったブロック各道県、参加各消防機関及び関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。

#### 問合せ先

防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室  
TEL: 03-5253-7569（直通）

# 緊急消防援助隊情報

## 令和4年度緊急消防援助隊近畿ブロック 合同訓練の実施結果について

### 広域応援室・近畿ブロック合同訓練実行委員会

令和4年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練は、内陸型の大規模地震が発生した想定で、緊急消防援助隊の出動体制、各部隊の活動能力向上および関係機関との連携活動能力の検証を実施するとともに、消防応援活動調整本部を主軸とした滋賀県および被災市町の受援体制の総合的な向上を図ることを目的とし実施しました。

#### 1. 実施日

令和4年10月15日（土）・16日（日）

#### 2. 実施場所

滋賀県長浜市、米原市

#### 3. 訓練想定

令和4年10月15日7時30分、滋賀県北部の柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯を震源とする大規模地震が発生し、滋賀県長浜市および米原市で最大震度6強を観測、同地域に甚大な被害が発生。さらに、大型台風が滋賀県を通過し、記録的な長時間降雨の影響で、河川は増水、一部地域では氾濫が発生している。

滋賀県内消防機関は消防相互応援協定に基づき、県内応援隊を出動させたが、甚大な被害に対して県内の消防力のみでは対応が困難と判断し、緊急消防援助隊の応援要請を行いました。

#### 4. 実施内容

##### (1) 消防応援活動調整本部等設置運営訓練

想定地震発生後に、滋賀県庁に消防応援活動調整本部を設置、長浜市および米原市を管轄する湖北地域消防本部に指揮本部、指揮支援本部および県内応援隊本部を設置し、応援要請等に係る情報伝達、受援調整及び緊急消防援助隊の部隊活動調整等について、ロールプレイング方式により図上訓練を実施しました。

##### 《今後の課題等》

災害情報を漏らさず把握し、特に人的被害が大きい災害情報を適切に追跡することで、時期を逸することなく応援要請につなげることができました。

消防応援活動調整本部設置後は、関係機関との情報共有を図るための手段として、地図等を有効活用し、いかに「情報の見える化」を図ることができかが今後の課題です。

また、滋賀県災害対策本部との情報共有、適切な災害対応については、継続訓練が必要であると考えます。



消防応援活動調整本部設置運営訓練（15日）  
滋賀県庁危機管理センター オペレーションルーム

##### (2) 県内広域応援部隊受援対応訓練

県内応援部隊の実動訓練により、緊急消防援助隊各府県大隊等との活動連携強化を図りました。

また、滋賀県独自の取組みとして、県内応援部隊が被災地消防本部の受援に関する支援活動を実施する「受援支援」の考え方を取り入れていることから、受援支援隊による各支援活動や指揮命令系統の確立を検証しました。

##### 《今後の課題等》

緊急消防援助隊の災害現場への誘導や燃料補給車（無償使用車両）を使用した燃料補給訓練を実施し、県内応援部隊の受援支援活動が有効であることを確認しました。今後は、現地合同調整所等からのオーダーに対し、県内応援部隊が迅速に活動開始することができるよう、連絡体制の調整が課題となります。



トンネル内多重事故救出救助訓練（15日）  
サテライト会場②



### (3) 部隊運用訓練

指揮支援部隊長の部隊統制の下、被災した長浜市および米原市を指揮支援隊が担当し、地震被害を想定した各種訓練を各関係機関と連携して実施しました。

メイン会場では、中高層建物倒壊現場および橋梁倒壊現場で都市型救助を中心に訓練し、自然地形を利用した訓練会場では土砂・風水害を想定した訓練を実施しました。さらに、旧隧道を利用した多重事故想定訓練では、DMAT等関係機関との連携訓練を実施しました。各会場では現地合同調整所を設置し、県内広域応援部隊、府県大隊、航空隊及び関係機関が連携して情報共有を図る統括的な指揮活動を実施しました。

また、水陸両用車等多数の消防庁無償使用車両の災害対応力について検証するとともに、国土交通省近畿地方整備局ヘリ等のヘリテレ、無線中継車及びドローンによる映像送受信訓練を実施しました。

#### 《今後の課題等》

メイン会場では、隣接地域で複数の災害現場が発生し、当該地域を包括する合同応急救護所を設置する想定で救急中隊の切り離しを実施した結果、他機関との連携を含め、円滑な活動を実施することができました。

無線の不感や携帯電話の混線により、指揮支援本部と現場活動部隊との連絡体制が確保できず、指揮命令に時間を要したことや、進出拠点に到着した部隊の待機時間が長くなったことなど、適切な指示が迅速に届くよう、連絡体制の確保について課題が残りました。



大規模土砂災害救出救助訓練（16日）サブ会場

### (4) 後方支援活動訓練

宿営訓練会場では、支援車Ⅰ型及び拠点機能形成車両等を活用したほか、汚染・感染予防を考慮した後方支援訓練を実施しました。また、滋賀県が協定を結ぶ民間企業との連携として、災害時の飲料水提供訓練も実施しました。

さらに、コロナ禍における宿営訓練として、参加府県に対し事前アンケート調査を実施し、訓練2日目の午前中に外来講師を交えた研修を実施し、アンケート結果の共有、参加機関との意見交換を行いました。

#### 《今後の課題等》

限られた場所での感染症予防対策や、保健衛生面を考慮した活動隊員の休息をいかに効果的に実践することができるかが必要と考えます。



後方支援活動訓練（15日）長浜キヤノン株式会社

### 5. おわりに

今回の訓練は、災害情報の収集および集約により、適切な時期に必要な応援要請を判断し、滋賀県の受援体制を構築することができるかを第一に図上訓練を計画し、図上訓練の後半は、実動訓練と連動することで、指揮命令系統に沿った部隊の掌握、円滑な部隊運用を行うことができるかを検証しました。

また、緊急消防援助隊の受援支援として県内広域応援部隊の活動訓練を実施し、結果として有益であることを確認できた半面、課題も明らかとなり、実災害への対応に向けた大変有意義な訓練であったと考えます。

今後、今回の訓練で得られた成果や課題等を踏まえ、緊急消防援助隊の応援体制の更なる充実強化に努めてまいります。

最後に、本訓練開催に際しまして、多大な御協力を賜りました近畿ブロック各府県、参加各消防機関及び関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。

#### 問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室  
TEL: 03-5253-7569 (直通)



# 先進事例 紹介

## 日本初! 府県域を超えたはしご車の共同運用について

奈良市消防局(奈良)

相楽中部消防組合消防本部(京都)

### ・奈良市消防局

奈良市は、奈良県の北部に位置し、県最大の都市（県庁所在地）で中核市に指定されています。市内には、江戸時代の末期から明治時代にかけて先人達が造り上げた町家の面影を今に伝える「ならまち」が、安らぎと潤いを与え、時には懐かしささえ感じさせてくれるまちです。

本市を管轄する奈良市消防局は、昭和23年4月に奈良市消防本部として発足し、平成10年4月に、消防局に組織変更しました。平成17年4月1日には、月ヶ瀬・都祁村と合併して総面積276.8km<sup>2</sup>となり、その管内に中央・南・西・北・東の5消防署・6分署を配備しました。奈良のまちには、8つの資産で構成される「古都奈良の文化財（1998年に世界文化遺産登録）」をはじめ、数多くの歴史的遺産があります。当消防局は、人類共有の貴重な宝を災害から守るとともに、市民が安全・安心して暮らせるまちづくりのため、日々の消防業務に取り組んでいます。

### ・相楽中部消防組合消防本部

相楽中部消防組合消防本部は、昭和47年4月1日に木津町、山城町、加茂町の3町によって京都府で最初の消防一部事務組合として発足しました。その後、昭和55年4月1日に東に隣接する笠置町、和束町、南山城村が加入して5町1村の構成となり、平成19年3月12日に木津町、山城町、加茂町が合併して木津川市が誕生しました。これにより現在の1市2町1村の構成となり、総面積237.69km<sup>2</sup>の管内に、1本部、1消防署5出張所を配備しています。

当組合は、京都府の最南端に位置し、南は奈良県、東は三重県と滋賀県に隣接し、東西に一級河川の木津川が流れています。交通では、JR関西本線（大和路線）、奈良線、片町線（学研都市線）、近鉄京都線が走り、また京都府と和歌山県を結ぶ国道24号、大阪府と三重県を結ぶ国道163号が縦横に走り、交通の要衝となっています。

管内の西部地域は、関西文化学術研究都市の中核となっているため、多くの研究施設が建設され、また住宅開発も進み人口が増加しています。



奈良市消防局と相楽中部消防組合消防本部の管轄図



はしご車共同運用に係る連携協約 締結式

## 1 はしご車共同運用の経緯

奈良市消防局と相楽中部消防組合消防本部（以下「両消防本部」という。）は、府県境界を跨いで隣接しており、常日頃から消防相互応援協定による連携した災害現場活動を展開しています。

両消防本部がはしご付き消防自動車(以下「はしご車」という。)の共同運用に至った背景に、奈良市消防局が保有する4台中1台と、相楽中部消防組合消防本部が保有するはしご車の更新時期が近かったこと、中高層建物火災等の出動件数が少ない状況であったこと、施設の整備や維持管理において高額な費用を要し財政負担を強いる車両であったこと、などが共通の課題としてありました。また、各行政機関とも将来の厳しい人口減少社会を見据えた維持可能なまちづくりに向けて、公共施設やイ

ンフラ整備に係る歳出抑制などの財政効率化が求められていることも、共通の重要課題でした。

このような状況の中、幅広い分野に対する取り組みをより効果的に推進していくために、協力関係が深かった奈良市と木津川市（相楽中部消防組合消防本部の一構成市）が平成30年1月に「連携・協力の包括協定締結」を締結したことを機に、はしご車の共同運用への機運が高まり、奈良市長と組合管理者が共同購入に向けて検討に入りました。

また、両消防本部は平成30年3月2日付けの消防庁通知「平成30年度消防の広域化及び連携・協力のモデル構築事業の委託に関する提案募集について（消防第37号）」のモデル構築事業に応募したところ採択され、はしご車の共同運用について消防庁の指導、助言及び財政的支援を受けることになりました。

消防庁の採択を受けて、平成30年7月5日には「奈良市消防・相楽中部消防はしご車共同運用連絡委員会設置要綱」を施行し、両消防本部間において共同運用を通じて住民サービスの低下を招くことなく、維持費用の効率化と警防技術の向上を目指すなど、日本初の府県域を超えた連携・協力の実現に向けた協議を開始しました。

さらに、令和元年7月10日には「奈良市及び相楽中部消防組合におけるはしご車共同運用に係る連携協約」を締結し、また同日付で「奈良市及び相楽中部消防組合はしご車共同運用連携委員会設置要綱」を制定し、共同運用に付随する課題と対策についての検討や消防相互応援協定の見直しを行い、令和2年11月1日に、異なる府県間での消防の広域化や共同運用についての事例がない中、はしご車の共同運用を開始しました。



はしご付き消防自動車



納入式(令和2年10月22日撮影)

## 2 活動連携に当たり協議した内容と現状

### (1) 災害現場への到着時間と常置場所について

一般社団法人消防防災科学センターに、常置場所の候補となる消防署を基点とした現場到着時間の延伸等に関する調査を依頼しました。その調査結果を踏まえて両消防本部で検討した結果、現有のはしご車の運用期間が最も長く、令和2年の更新を計画している奈良市北消防署に配備することにしました。

また、配備に当たって、消防力の整備指針に基づく災害現場への到着時間（現着後の活動開始時間も含め30分以内）のほか、到着時間が延伸する地域には、奈良市消防局が保有するはしご車3車両を併用した出動体制も考慮しました。

到着時間が30分以上となる区域の中高層建物には、防火対策等の包括的な見直しや対応策を講じることが必要と考えたため、立入検査の実施計画を見直すとともに火災予防に関する指導を充実させ、建物関係者で組織される自衛消防組織の活動強化を図りました。

そのほか、出動時の円滑な現場到着と活動開始の時間を短縮するため、応援に出動する消防本部が出動要請を行った消防本部へ災害出動する場合は、あらかじめ設定した地点（奈良市消防局：3地点、相楽中部消防組合消防本部：5地点）に合流し、要請消防本部の車両がはしご車の誘導を行う出動体制を整備しました。

### (2) 共同運用を行う方式の選択について

消防庁が示す消防組織法上の連携・協力手法の例として、はしご車共同運用を行うためには両消防本部が効率よく使用でき、協定に束縛されず、柔軟に運用することが求められます。

また、「事務委託」や「代替執行」については、運用に関する事務の全てを、委託先に依存することとなり、

## 先進事例 紹介

委託者ははしご車の運用に制限がかかることから、両消防本部が共同して事務を行い、連携した活動が可能となるように方針を定める必要がありました。

そのような事情から、両消防本部が自由に運用できるように、地方自治法第252条の2に基づく「連携協約」の締結が最良の方式であると判断しました。これにより、はしご車の取り扱い訓練はもちろん、消防訓練や各種イベントにおいても、両消防本部が自由にはしご車を運用できます。また、事務に関しては、両消防本部に事務局員を配置し、事務処理を円滑に実施する体制を整備しました。



連携訓練の様子1



連携訓練の様子2

### (3) 災害発生時の相互連絡体制について

両消防本部の指令室間の連絡体制は、無線による通話は原則としてできません。このため確実に通報内容を伝達し、出動指令時に誤った情報の連絡を避けるための方策として、各指令室に専用回線を設置し、入手した災害情報を応援消防本部に迅速、確実に伝達して、出動時間の短縮に努めることにしました。これにより一般電話回線などの公衆網の寸断時も通信を確保でき、セキュリティ面でも安全性が向上しました。しかし府県を越えた専用回線のためランニングコストは高額となり、今後、

費用対効果を検証する必要もあります。

また、はしご車の消防無線機には両消防本部の活動波を組み込み、出動する管内の無線周波数に切り替えて通信する手段をとっています。

使用周波数が同一の場合では、応援消防隊を含む全ての出動隊が情報を共有できるメリットがある一方、初動時には現場最先着隊等が指令室や後続隊に対して発信する情報量が多くなることから、必然的に応援要請側の無線占有率が高くなってしまいます。実災害の出動においても、あらかじめ設定した合流地点に向かう応援消防本部と要請消防本部の無線が混みあって円滑な通信が困難となったことが報告されました。

はしご車共同運用開始に伴い、「奈良市・相楽中部消防組合消防本部はしご車共同運用連携委員会」を設置しました。以降、活動波以外の無線周波数の確保について議論が交わされ、両消防本部に実装されている全国共通波にあたる統制波の使用について意見があがりました。

しかし、統制波は、原則として消防相互応援協定や緊急消防援助隊に出動した際に使用する周波数のため、共同運用での使用は適当でないと判断し、現場活動隊はそれぞれの活動波のみを無線発報要領等に基づいて使用しています。今後は、無線機以外の情報伝達手段として現場映像伝送装置等の導入を検討しています。

### (4) 災害現場等の活動要領について

はしご車の共同運用の実施に当たり、災害現場での活動要領や訓練計画の策定等に係る事務について必要な事項を「奈良市・相楽中部消防組合はしご車共同運用等要領」に決めました。この要領では、応援消防本部は要請消防本部の先導により災害現場に出動し、到着後は要請消防本部の最高責任者の指揮下に入ります。活動するはしご隊は、原則として応援消防本部2名、要請消防本部2名と定めています。

また、はしご車に積載する資機材の精通化や操作技術の向上は、当初から課題となっていました。昨今のコロナ禍の影響もあり、十分な訓練が実施できていない状況です。はしご車が出動する災害の特性上、より人命に関わる1分1秒を争う緊急性が高い活動を、安全・確実・迅速に行う必要があります。そのためには個々の能力向上はもちろん、両消防本部の組織的な連携強化が必要不可欠となります。

令和4年度の合同訓練は、まず奈良市が企画から実施までの事務を行い、続いて相楽中部消防組合消防本部が同様にを行う予定となっています。両消防本部が交互に訓

練を計画することで、一方の消防本部からの訓練案に偏ることなく、双方の意図が組み込まれた訓練を実施することができるため、両消防本部のさらなる連携と現場活動能力の向上につながると期待を寄せています。



日常点検の様子

### 3 その他の連携について

毎年、府県境界において林野火災や警戒出動など、はしご車を必要としない災害出動も数件発生しています。消防相互応援協定を締結している消防本部の管轄で火災等の発生を覚知した場合には、発生地の市長又は組合管理者の要請を待たずに出動し、両消防本部の出動隊が相互に連携して情報共有と命令伝達を確実・迅速に実施することが、初期対応で最も重要なことであると考えています。今回のはしご車の共同運用をきっかけに、府県境界の災害現場において、より連携した活動の展開につながっています。

そのほか災害現場以外においても、地域特性を生かした連携活動を行っています。例えば、相楽中部消防組合消防本部は、管内に水難事故の発生する可能性が高い河川を有しているため水難救助活動に精通しており、水難救助活動の経験が少ない奈良市消防局のために、災害情報の共有と合同訓練の企画を実施しています。

また、奈良市消防局には、総務省消防庁から無償貸与された中型水陸両用車があり、悪路を走行するための習熟訓練を相楽中部消防組合消防本部の管内において合同で実施しています。

近年、多発する豪雨災害に伴う緊急消防援助隊の派遣要請等に迅速に対応するため、両消防本部の地域性や装備特性を考慮し、それを柔軟に共有・活用して、各消防

本部の災害対応能力の向上につなげています。

はしご車の共同運用は、限られた財政資源を有効に活用するため、両消防本部が所有するはしご車の更新時期に共同で整備を行い、車両整備費や維持管理費の負担を低減化することが目的でしたが、はしご車の共同運用をきっかけに連携した災害対応能力の向上はもちろん、両消防本部のつながりと信頼関係はますます強くなっています。

### 4 おわりに

令和2年11月1日から共同運用を開始して2年が経過しましたが、災害出動件数は数件にとどまっています。

直近では、令和4年3月に相楽中部消防組合消防本部の管内において、中高層マンション火災が発生し、奈良市からはしご車が出動する事案が発生しました。この火災で、高所への消火活動やはしご車を使用した救助活動等はありませんでしたが、管内においても、いつ何時、大規模な災害が発生してもおかしくない状況です。

現に、近隣消防本部では、令和元年7月に京都市伏見区の爆発火災、令和3年12月には大阪市北区のビル火災が発生し、多くの犠牲者を伴う大規模な火災が発生しています。消防が、大規模災害現場で住民の被害を最小限に抑えるためには、はしご車のような特殊車両を迅速に災害発生初期に投入し、その能力を最大限に発揮することが必要不可欠であり、はしご車の共同運用を行っている我々消防本部にとっても重大な責務です。

人口減少社会の進展により、人的・財政的な資源に限られる中、住民の生命・身体・財産を守る消防は、大規模火災や地震等の複雑多様化する災害に適切に対応する必要があります。災害の発生がゼロにならない限り、住民は消防を必要としていることから、限りある人的・財政的な資源を有効に活用して、将来にわたって持続可能な消防体制をそれぞれが確立し、また、相互の連携・協力を推進し、「あらゆる災害から管轄内に居住する者、来訪する者及びその他関係する者すべての安心・安全を確保すること」を最大の目的に、圏域内における消防体制の充実強化を今後も両消防本部が揺るぎない信頼関係の中、協力して、全力で実施していく所存です。

## 福地小学校少年消防クラブポンプ操法披露

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

令和4年9月14日（水）、福地小学校少年消防クラブは、軽可搬ポンプ操法訓練披露会を行いました。

訓練成果をいかんなく発揮した吸水、ホース延長から放水まで、火災現場活動さながらの迅速かつ統率の取れた行動は、地域防災への意識と使命感を感じさせるものであり、他クラブ員の模範となりました。

今後も研修や訓練を重ねて知識や経験を身につけ、地域防災活動における防災リーダーとして活躍してくれることを期待しています。



## 地域に密着「火の用心」

新潟市消防局

新潟市消防局江南消防署では、地域密着型の火災予防広報活動を実施するため防火ポスターを作成しました。

ポスターのデザインは、より多くの市民から防火意識を高めてもらうため、管内各地域の文化資産や地元特産物を背景にしたデザインを考案し作成しました。防火ポスターの掲示場所は地元商工会の全面協力を得て、幅広く市民の目に触れるように各商店街の店頭、小中学校等に掲示を依頼しました。

今後も、地域と密着した火災予防広報活動に取り組んでいきます。



「江南区 365日 火の用心」

## 消防通信

## 望

## 楼

## ぼうろう

## 建設業協会・消防機関における土砂災害対応連携訓練を実施

駿東伊豆消防本部

駿東伊豆消防本部では、防災の日である9月1日と2日の2日間、静岡市消防局特殊装備小隊（重機隊）と合同で、建設業協会（田方建設業協会他6団体）と連携訓練を実施しました。

土砂・風水害に対し、迅速かつ的確に対応することを目的として、県内で重機を保有する2つの消防機関の協力体制の確認及び建設業協会との合同訓練により、重機操作技術の向上が図られるとともに、顔の見える関係を構築することで、災害対応時の救助活動における関係機関との連携強化につながりました。

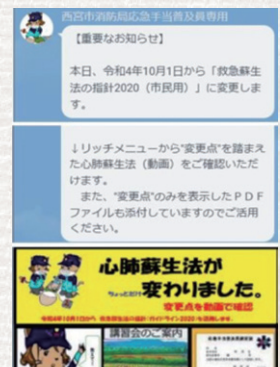


## LINEで応急手当普及員をサポート

西宮市消防局

西宮市消防局では、令和4年10月1日（土）から「救急蘇生法の指針2020（市民用）」に基づいた指導を開始するにあたり、『西宮市応急手当普及員専用公式LINE』で、応急手当普及員へ心肺蘇生法の変更点等について周知を図りました。

この公式LINEは、応急手当普及員の活動をサポートする目的で開始し、応急手当に関する情報や資格の更新に関する情報等を定期的に配信しています。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



# 消防大学校だより

## 消防団長科における教育訓練

消防大学校では、消防団の上級幹部に対し必要な知識及び能力を修得させることを目的として、総合教育「消防団長科」の教育訓練を実施しています。

令和4年度は、第81期（9月26日から9月30日まで）と第82期（11月7日から11月11日まで）の教育訓練を予定しており、先般実施した第81期では26名の学生が5日間（教育時間30時間）の教育訓練を修了し卒業されました。

消防団長科の受講者は、各地域において、他に本業を持ちながら消防団の災害活動及び運営に携わっておられる消防団幹部の皆様です。日常はそれぞれの仕事に携わりながら消防団の活動に従事されており、新型コロナウイルスの感染拡大が引き続き中、消防団のさらなる発展のためにと、全国各地から入校を希望され地域性の異なる方々が共に学ぶ場となりました。

講義では、近年の消防団情勢や災害事例に関する講義のほか、校外研修では日本消防協会の秋本会長による消防団幹部としてのあり方や消防団活動の多様化、体制強化についてのお話を伺い、あらためて地域が求める消防団の姿や自らの職責について認識しました。

また、消防庁では次長講話を始め、消防庁幹部による最新の消防団情勢に関する講義のほか、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取り組み事項に対するポイント、現在の消防団の現状による課題と対策や災害時の活動事例、さらには、加入促進や処遇改善、財政措置、安全管理等について説明がありました。

実科訓練として、指揮シミュレーションでは図上訓練等を実施し、消防団幹部が知っておくべき常備消防との連携や団員の安全管理、そして災害現場全体を見ることの重要性を理解しました。

また、実火災体験型訓練では同時期入校の救助科での訓練を見学し、火災の成長過程やフラッシュオーバー発生前の兆候など火災の性状について学びました。

そのほか、消防団等充実強化アドバイザー等の各講師からは消防団員活動や訓練、そして今後考えていかなければならない課題、また、新規団員獲得にも資するスピーチトレーニングの講義など、新しい時代に即した消防団のあり方を学びました。

研修を終えた受講者からは「各消防団の特徴や課題が聞けて良かった」「協会長、消防庁幹部からの講話を聞けて良かった」等の意見が多く挙げられ、更には学生相互の情報交換により、学生全員から「大いに相互啓発の場になった」との回答を得ました。

今後、消防大学校で修得した知識・技術をそれぞれの地域で発揮され、地域住民の負託にこたえとともに、消防団の発展に向けて大いに活躍されることを期待しています。



日本消防協会会長による講義



指揮シミュレーション訓練



実火災体験型訓練

## 警防科における教育訓練 ～新型コロナと社会情勢に即した教育について～

消防大学校では、専科教育として警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させるとともに、教育

指導者としての資質を向上させることを目的に「警防科」の教育訓練を年2回実施しています。



警防科では、入校から卒業まで各講義・訓練において、ステップアップできるようカリキュラムを構築しております。

入寮前においては、リモートにて総務省消防庁の各所管から国の動向及び有事の動き並びに先進的な取組みなどを聴講することで、最新の動向を習得し、入寮早々には、座学（講義）で安全管理概論・実技指導を習得し、危険予知トレーニングを経て、安全管理を最重視した資機材の取り扱いや各種訓練を実施しています。

入校する学生は、災害現場における中・小隊長の立場が多いことから、現場指揮の概論や訓練技法などを習得し、各種指揮訓練に臨むことで、指揮者としての多角的な視野、指揮命令をより効果的に習得しています。

専科教育「救助科」と同様にカーボンニュートラル社会実現のため脱炭素化を実現する技術として有力視される「蓄電池（産業用、家庭用蓄電池、電気自動車等）」について、本格的な普及に先駆け、これらの政策のもたらす生活の変化、蓄電池の構造、メーカーが想定する火災対応、救助対応に必要な知識等についての講義を取り入れました。

また、消防にも導入が進んでいるドローンは、その運用体制や法整備の状況といった内容の講義に加え、実機を使い基本・応用の操縦訓練を実施し、ドローンの利点や操縦時の危険性、安全管理方法などを習得しています。



ドローン操縦訓練

さらに、近年発生している災害事象に合わせ、強風下における街区火災及び林野火災に対する講義及び消防力劣勢時の同時火災シミュレーション並びに実動訓練を実施しているほか、異常気象による水災害に対応すべく水防対策、航空消防の講義を始めとし、気象の基礎や異常気象の知識習得を行い、土砂災害の救助方法などは実践的に訓練を実施しています。

訓練では、小隊規模の指揮から中隊規模、現場を統制する現場最高指揮者（大隊長）や指揮隊の技術を習得し、各級指揮者としてステップアップできる形とし、複数隊活動の応用として可搬ブローアを活用した加圧排煙（PPV）での部隊指揮や多くの部隊を要する特異災害のNBC災害対応、多数傷病者対応、危険物対応を訓練し、初動の優先順位や部隊統制などを習得しています。

学科集大成となる学生企画総合訓練では、多くの訓練で習得した内容を中心に学生自らが企画立案し、進行・運営から訓練隊員までを割振りすることで管理能力の向上を目的に実施しています。

また、警防科第111期（10月～12月）からは、SDGsの取組み推進として、講義資料のペーパーレス化を検証するなど、社会情勢に即した取組みも行っております。



加圧排煙（PPV）訓練

感染対策については、コロナ禍における外出・外泊制限や班外飲食の禁止、複数学科が重複しないよう浴室時間の制限を実施するなどの感染対策は万全としていたところでしたが、警防科第110期（6月～7月）では、社会情勢のコロナ拡大に比例し、数多くの罹患者が発生したことで、隔離・療養生活が中心となりながらも、カリキュラム変更や課題研究の完全リモート化などで対応した結果、誰一人欠けることなく48名は、240時間の教育訓練を終え、無事卒業しました。



土砂災害救助訓練



学生企画総合訓練

「今できることを全力でやる」

この気持ちで教職員が一丸となり工夫を凝らしながら、卒業に導こうとする姿勢を学生も感じとってくれたことで、教職員と学生を含め全員に「絆」が生まれました。

今後の教育も、入校した知識及び技術の向上はもとより、学生同士の絆を深め、各所属に戻れるよう、教職員一同「今できることを全力でやる」の精神で、多くの方々の入校をお待ちしております。

問合せ先

消防大学校教務部  
TEL: 0422-46-1712



## 最近の報道発表 (令和4年10月21日～令和4年11月20日)

### <総務課>

4.11.3	令和4年秋の叙勲 (消防関係)	令和4年秋の叙勲 (消防関係) 受章者621名で、勲章別内訳は次のとおりです。 瑞宝中綬章1名、瑞宝小綬章39名、旭日双光章5名、瑞宝双光章50名、瑞宝単光章526名
4.11.2	第39回危険業務従事者叙勲 (消防関係)	第39回危険業務従事者叙勲 (消防関係) 受章者は625名で勲章別内訳は次のとおりです。 瑞宝双光章297名、瑞宝単光章328名
4.11.2	令和4年秋の褒章 (消防関係)	令和4年秋の褒章 (消防関係) 受章者107名で、褒章別内訳は次のとおりです。 紅綬褒章1名、黄綬褒章7名、藍綬褒章99名

### <救急企画室>

4.10.28	令和4年(5月から9月)の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、令和4年5月から9月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
4.10.21	令和4年9月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、令和4年9月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。

### <予防課>

4.11.9	消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件(案)等に対する意見公募	消防庁は、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件(案)等の内容について、令和4年11月10日から令和4年12月9日までの間、意見を公募します。
4.11.8	令和4年秋季全国火災予防運動の実施	令和4年11月9日(水)から11月15日(火)まで『令和4年秋季全国火災予防運動』が全国各地で実施されます。

### <防災課>

4.11.7	町村長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」の開催	災害時には、短期間のうちに膨大な業務に対応・処理することが求められ、町村長はリーダーシップを十分発揮し、的確な災害危機対応を行う必要があります。そのため、町村長の危機管理意識の一層の向上を図り、町村の災害対応力の向上等につながるよう、全国の町村長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催します。
4.10.26	防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果	消防庁では、防災拠点となる公共施設等の耐震化状況について調査を実施し、この度、令和3年10月1日現在の状況を取りまとめましたので公表します。
4.10.26	11月2日に緊急地震速報の訓練を行います	11月5日は「津波防災の日」・「世界津波の日」です。この取組の一環として、令和4年11月2日(水)に、緊急地震速報の全国的な訓練を実施します。この度、訓練に参加する機関等を下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

### <地域防災室>

4.11.8	「地域防災力充実強化大会in奈良2022」の開催	平成25年12月に施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)」の趣旨を踏まえ、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るとともに、地域住民や自主防災組織をはじめ、教育、医療、福祉関係者等を含めた各界各層の連携を深めることを目的として「地域防災力充実強化大会in奈良2022」を開催します。
--------	--------------------------	---

### <広域応援室>

4.11.7	第6回緊急消防援助隊全国合同訓練	緊急消防援助隊は、平成7年の阪神・淡路大震災を契機に同年に創設され、その後発生した大規模な災害に対し、これまでに43回の出動実績があります。消防庁では、緊急消防援助隊の消火・救助技術や指揮・連携活動能力等の向上を図ることを目的に、創設以来おおむね5年に1回、全国の緊急消防援助隊が一同に会して行う全国合同訓練を実施しています。第6回目となる全国合同訓練は、近年、発生が危惧され大きな被害が見込まれている南海トラフ地震を想定し、11月12日、13日に静岡県で実施します。
--------	------------------	--

### <防災情報室>

4.10.28	令和3年(1～12月)における火災の状況(確定値)	令和3年中の火災の状況について、1月から12月までの確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。前年と比較すると、総出火件数、火災による死者数ともに増加しています。
---------	---------------------------	--





## 最近の通知 (令和4年10月21日～令和4年11月20日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
事務連絡	令和4年11月8日	各都道府県消防防災主管課	消防庁予防課	令和4年1月から同年6月までに発生した製品火災に関する調査結果について
事務連絡	令和4年11月4日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁消防・救急課 消防庁救急企画室 消防庁国民保護・防災部 地域防災室 消防庁国民保護・防災部 広域応援室	オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について(依頼)
消防国第170号 消防運第67号	令和4年11月3日	各都道府県国民保護担当部局長	消防庁国民保護・防災部 防災課 国民保護室長 国民保護運用室長	北朝鮮による弾道ミサイル発射事案への対応について
事務連絡	令和4年10月31日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁救急企画室	新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えたりーフレットについて
消防予第559号	令和4年10月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果について(通知)
事務連絡	令和4年10月31日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課 消防庁危険物保安室 消防庁特殊災害室	消防法令における各種手続に係る標準様式等の追加プリセットについて(情報提供)
事務連絡	令和4年10月28日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁救急企画室	鳥インフルエンザの発生事例について(お知らせ)

## 広報テーマ

12 月		1 月	
①消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の推進	消防・救急課	①消火栓の付近での駐車禁止	消防・救急課
②ストーブ火災の注意喚起	予防課	②文化財防火デー	予防課
③雪害に対する備え	防災課	③住宅の耐震化と家具の転倒防止	防災課
		④全国防災・危機管理トップセミナー	防災課



# 消防自動車や救急自動車の緊急通行に対する ご理解とご協力をお願いします



消防・救急課

## 車やバイクの運転中に緊急自動車が近づいてきたら？

車やバイクを運転中に、サイレンを鳴らし赤色の警光灯を点灯した消防自動車や救急自動車が近づいて来たら、進路をスムーズに譲ることができていますか？

消防自動車や救急自動車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など、緊急性の高い用務を行うことから、一刻も早く災害現場や医療機関に到着する必要があります。

そのため、道路交通法においては、道路の右側部分に車体の全部又は一部をはみ出して通行することや赤信号の交差点に進入できることなどの特例が認められていますが、緊急自動車がより安全に通行するためには、一般車両の協力が必要不可欠です。

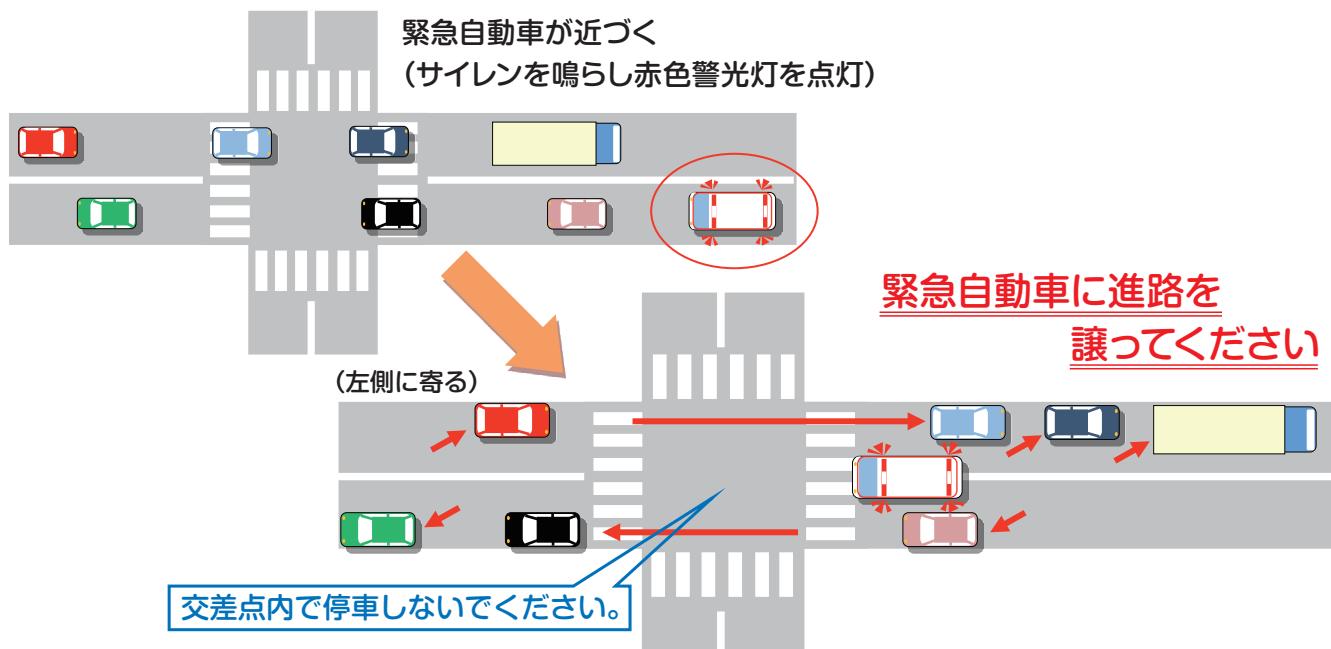
自動車などの運転中に緊急自動車が接近してきた場合は、進路を譲っていただき、スムーズな緊急通行ができるようご協力をお願いします。



道路交通法では、緊急自動車が接近してきた場合の対応が、次のように定められています。



- 交差点又はその付近の場合  
交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は、道路の右側。）に寄って一時停止しなければならない。
- 交差点又はその付近以外の場合  
道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。



問合せ先  
消防庁消防・救急課 鷹羽  
TEL: 03-5253-7522



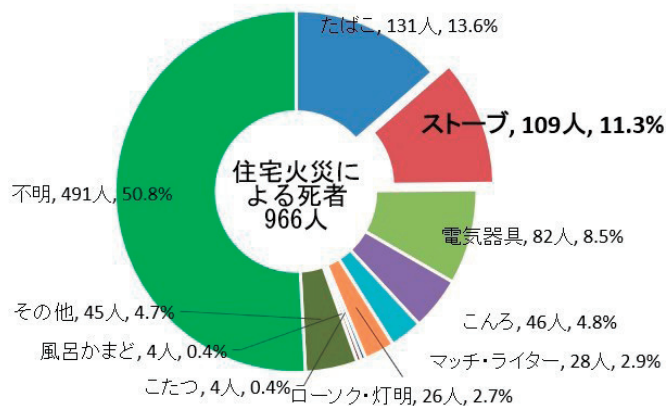
# ストーブの安全な取扱いについて

## 予防課

12月になり、本格的な冬のシーズンを迎え、ストーブを使用する機会が多くなります。

令和3年中の住宅火災の発火源別死者数の内訳は次のグラフのとおりとなっており、たばこに次いでストーブが2位となっています。ストーブを使用するのは冬期に限定されているにもかかわらず、その割合は少なくありません。また、ストーブの種別に着目してみますと、石油ストーブ等と電気ストーブはそれぞれ約半数を占めています。

### ●住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く）



### ●ストーブ火災による死者数の内訳



ストーブによる火災を予防するために、次の1～3の内容に従って安全にストーブを使用しましょう。

#### 1 適切な取扱い方法の確認

- (1) 暖房シーズン前には、取扱説明書に従って点検を行いましょう。
- (2) 石油ストーブ等に燃料を給油するときは、必ず火を消してから行いましょう。

- (3) 誤った燃料を給油しないように、燃料の確認をしましょう。
- (4) カートリッジタンク式の場合は、給油後、タンクのふたを確実に締めましょう。
- (5) 電気ストーブやファンヒーターを使わないときは電源プラグを抜きましょう。
- (6) 使用前に電気コードやガスホースなどに傷みがないか確認しましょう。
- (7) 就寝時及び外出時はストーブを消しましょう。
- (8) 異常を感じた場合は、すぐに使用を中止し、製造元や販売元に相談しましょう。
- (9) 暖房シーズン後には、取扱説明書に従って清掃・整備を行いましょう。

#### 2 周囲の状況の確認

- (1) ストーブの近くにふとん・座ぶとんや衣類など燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- (2) ストーブの周囲や上方に洗濯物を干さないようにしましょう。
- (3) ストーブがカーテンなどに接触しないように使用しましょう。
- (4) ストーブの近くでヘアスプレーなどのエアゾール缶の使用や放置はやめましょう。

#### 3 灯油などの燃料の保管

- (1) 灯油用の容器は金属製のもの、又はポリエチレン製で「型式試験確認済証」又は「推奨マーク」が貼付されているものを使用し、必ず栓をしっかりと締めて密閉しましょう。
- (2) 灯油などの燃料は火気を使う場所から遠ざけ、直射日光を避けた冷暗所に保管しましょう。
- (3) 地震時に容器が転倒したり、落下物によって容器が破損するような場所での保管はやめましょう。

#### 問合せ先

消防庁予防課 佐藤・秋吉  
TEL: 03-5253-7523



# 雪害に対する備え

## 防災課

今年もこれから本格的な雪のシーズンを迎えます。大雪、暴風雪等が予想される場合や除雪作業を行う場合には、以下の注意点を参考に、安全確保を心がけ、事故防止に努めましょう。

### 1. 大雪、暴風雪等が予想される場合の注意点

以下のポイントに注意して、安全確保を心がけましょう。

#### 【心がけるポイント】

##### ○在宅時の安全な過ごし方に関すること

- ・ 不要不急の外出を避ける
- ・ 懐中電灯、携帯ラジオ、食料、飲料水等を準備する
- ・ FF式（強制給排気）暖房機（※）の給排気口付近の除雪状況を確認する

※ 燃焼用空気を室外から給排気筒を通して取り入れ、燃焼により発生した空気を、給排気筒を通して室外に出す方式

##### ○車両運転等に関すること

- ・ できる限り車両の運転は避ける
- ・ やむを得ず運転する場合は以下を実施する
  - ア 気象情報、道路情報等の確認
  - イ 車両の点検整備
  - ウ 防寒着、長靴、手袋、カイロ、スコップ、牽引ロープ、毛布、飲料水、非常食等の準備
  - エ スタッドレスタイヤやタイヤチェーンの装着
- ・ 車両立ち往生時は以下に注意する
  - ア 一酸化炭素中毒を防止するため、マフラーの定期的な除雪や車内の換気をする
  - イ やむを得ず車を離れる場合には、ドアをロックせずキーを車内の分かりやすい場所に残す



関越自動車道における立ち往生の状況（提供：国土交通省）

### 2. 除雪作業を行う場合の注意点

令和3年11月からの雪による人的被害は、死者が99名で、そのうち除雪作業中の死者が76名に上りました。

以下の項目に注意して、除雪作業中の事故防止に努めましょう。

#### 【命を守る除雪中の事故防止10箇条】

- 作業は家族、となり近所にも声かけて2人以上で！
- 建物のまわりに雪を残して雪下ろし！
- 晴れの日ほど要注意、屋根の雪がゆるんで！
- はしごの固定を忘れずに！
- エンジンを切ってから！除雪機の雪詰まりの取り除き
- 低い屋根でも油断は禁物！
- 作業開始直後と疲れたころは特に慎重に！
- 面倒でも命綱とヘルメットを！
- 命綱、除雪機など用具はこまめに手入れ・点検を！
- 作業のときには携帯電話を持って行く！

この他にも、国土交通省において除排雪に関する各地の取組事例集が紹介されていますので、参考にしてください。  
([http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku\\_chisei\\_tk\\_000064.html](http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000064.html))



命綱、ヘルメットを装着して作業する様子（提供：新潟県）

#### 問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課  
TEL: 03-5253-7525

事業者の皆様へ



火災予防の手続には  
ぴったりサービスの  
電子申請  
が便利です

## ぴったりサービスのメリット

### いつでも

24時間365日、時間を問わず申請が可能です。

### どこでも

パソコン・スマホ・タブレットから、場所を問わず申請が可能です。

### 簡単に

入力チェック機能やヘルプ機能で、間違いのない申請ができます。今回の申請情報を保存すると、次回申請時にその情報を利用できます。

### —— ぴったりサービスとは ——

政府が運用するオンラインサービス「マイナポータル」を活用し、インターネット経由で住民が行政サービスに関する検索や電子申請、公金決済サービスを利用できるサービスです。



マイナポータル



ぴったりサービスへの  
アクセスはこちら



[https://myna.go.jp/SCK1501\\_02\\_001/SCK1501\\_02\\_001\\_Init.form](https://myna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_Init.form)

**FDMA** 総務省消防庁  
住民とともに Fire and Disaster Management Agency

<https://www.fdma.go.jp/>

お問い合わせ先

消防庁予防課

TEL: 03-5253-7523(直通) FAX: 03-5253-7533